

主 要 記 事 の 要 旨

我が国の電子書籍流通における出版界の動向と政府の役割 —現状と今後の課題—

柳 与志夫

- ① グーグル社による図書館蔵書の大規模デジタル化に端を発したグーグルブック検索訴訟は、グーグルショックとも呼ばれ、日本の出版界および政府に、日本語電子書籍流通のための書籍デジタル化とプラットフォーム形成を急ぐ必要性を認識させた。
- ② 日本の出版界では、この十年来いわゆる「出版不況」が続き、その打開策のひとつとして電子書籍市場の開拓があがっていたが、長年にわたる取組みにもかかわらず、所期の成果を上げるに至っていなかった。
- ③ グーグルショックを受けて、平成 22 年が日本の電子書籍元年と言われるような、積極的取組みが出版界で始まっている。それに対応する形で、これまで必ずしも重点施策の対象となっていなかった出版産業分野について、三省デジタル懇談会（通称）の設置を契機に、政府も積極的な関与を始めている。
- ④ 出版界および関係府省の連携した取組みを通じて、電子書籍市場の発展のための課題とその解決に向けた方向性が明らかになってきた。またそれに向けての取組みの体制も整いつつある。

我が国の電子書籍流通における出版界の動向と政府の役割 —現状と今後の課題—

前 文教科学技術調査室 柳 与志夫

目 次

はじめに—電子書籍時代の到来

I 出版界をめぐる諸状況

- 1 グーグル騒動の意味と影響
- 2 日本の出版界の状況

II 出版界の対応

- 1 電子書籍に関わる経緯と問題点
- 2 出版界と関連業界の新たな動き

III 政府の対応

- 1 これまでの出版関連行政
- 2 グーグルショック以降の対応
- 3 検討の成果と今後の課題

おわりに

はじめに一電子書籍時代の到来

平成 22 年（2010 年）は、日本では電子書籍元年と言われ、それまでも様々な形で行われていた電子出版事業が、出版界のひとつの潮流として社会的に認知された年であった。そこには、日本の出版関係者による内発的活動に合わせて、アマゾン社、グーグル社、アップル社など、主に米国企業による電子書籍関連事業の国際展開に触発された、いわば「黒船来航」的側面があったことは確かである。多くの識者・出版関係者が認めるように、当分の間は従来の紙の出版物が出版流通の中心を占めることは間違いのないが、その一方で、将来の出版界・読書世界の発展にとって、電子書籍への取組みは、避けて通ることのできない、そして緊急性を要する重要課題となっている。

活字情報から電子情報への移行は、すでに学術情報の世界ではかなり以前から現出している。図書館の蔵書を、目録だけでなく、本文も含めてデジタル化し、図書館へ来なくても自宅で本の内容を見ることができるようになるという考え方は古くからあるが、エルゼビア社などの学術出版社が進めた電子ジャーナル化は世界的に普及し、今や大学図書館の「蔵書」は、所蔵ではなく、契約によってアクセスが保障される電子ジャーナルのタイトル数に大きく依存するようになってきている⁽¹⁾。大学における教育も研究も、電子情報なしでは成立しないのが現状である。こうした状況が、いよいよ一般社会にも波及しようとしているのである。

出版産業は、業界全体でも総売上高約 3 兆円

（平成 22 年）⁽²⁾、1 社単独で平成 22 年度売上高（連結）が約 18 兆円のトヨタ自動車⁽³⁾の 5 分の 1 以下という産業規模でありながら、人々の経済・社会生活の基盤を成す知識・情報の生産・流通や言論の自由を支えるという特殊な立場によって、これまで経済規模を超えた社会的存在感を示してきた。その意味で、現在の出版流通制度に大きな変革を促す電子書籍化の進展は、単に出版界や学術世界の範囲にとどまらず、今後の社会生活や経済活動に大きな影響を与えることになるだろう。世界の主要国が電子書籍流通の発展や図書館蔵書の電子化に大きな関心を寄せ、文化政策・産業政策の観点から、予算措置や制度整備などに重点的に取り組んでいることも、その意味で当然の対応と考えられる。

本稿は、日本の電子書籍をめぐる出版界の状況と、今後の進展において一定の役割を期待される政府の施策について、その現状と課題を明らかにすることを目的とする。

なお、「電子書籍」という用語は、厳密に定義されたものではなく、従来の図書形式に相当するが電子情報としてのみ流通する出版物、本とほぼ同じ内容の電子形態で同時に発行される出版物、過去に本として出版されたものをデジタル化した出版物など、論者や文脈によって、その適用対象は様々である。また従来の図書と雑誌の区別の類比で、電子書籍と電子雑誌を分ける場合もあれば、それらをひっくるめて電子書籍と称する場合もある。本稿では、特に区別が必要な場合を除いて、従来の商業出版物の延長上に対象を広範囲に捉えた、次頁の村瀬拓男弁護士による定義に依ることとしたい⁽⁴⁾。

(1) 平成 18 年の国立大学図書館の調査では、1 大学あたり平均 6,200 タイトル、予算で約 6000 万円を電子ジャーナル購入に充てている。加藤信哉「Big Deal の光と影—電子ジャーナルの導入」日本図書館情報学会研究委員会編『学術情報流通と大学図書館』勉誠出版、2007、p.193。

(2) 電通総研編『情報メディア白書 2012』ダイヤモンド社、2012、p.50。

(3) 「業績ハイライト（3月31日終了会計年度）」トヨタ自動車ウェブサイト <<http://www.toyota.co.jp/jpn/investors/financial/high-light.html>>

(4) 村瀬拓男『電子書籍の真実』毎日コミュニケーションズ、2010、p.85。

電子書籍の定義

「何らかの編集行為が介在し、出版物として有償の流通を想定して作られた電子的著作物」⁽⁵⁾

また、このような定義にあてはまる用語として「電子本」や「電子出版物」も使われてきたが、本稿では「電子書籍」で統一する。

I 出版界をめぐる諸状況

1 グーグル騒動の意味と影響

近年の米国企業による電子書籍流通普及に向けての動きは急である。アマゾン社、アップル社、バーンズ&ノーブル社などによる電子書籍端末の相次ぐ発売、出版物デジタル化への出版社の急速な対応、アマゾン社など電子書籍販売サイトの開設・拡充、グーグル社による膨大な出版コンテンツ集積と検索システムの開発向上など、端末、コンテンツ、流通・販売、検索など電子書籍流通を促進するためのあらゆる局面で攻勢に出ている。日本でもそれぞれの分野、例えば電子書籍端末の機能性において米国製端末に大きく劣るわけではない⁽⁶⁾。米国の特徴と強みは、それらの諸要素を連繋・統合した電子書籍流通の世界的プラットフォームを作ろうとするところにあるように思われる。

世界の電子書籍シーンを主導するアップル社、アマゾン社、グーグル社に共通するのは、個別のハードウェア、ソフトウェア、サービス

の開発ではなく、膨大なコンテンツを集め、自前のプラットフォームで販売していくシステムを作ることに目標を置いていることにあり⁽⁷⁾、「プラットフォームを握ったものが今後の電子書籍分野をリードすることになる」⁽⁸⁾との思いがその背景にあるとされる。その共通の目的の範囲で、アップル社はモノを売る分野、グーグル社は世界一の検索エンジンの提供分野に力点や強みがあると考えるのが妥当であろう⁽⁹⁾。

そして、それら3社の中でも、「グーグル和解問題」という形で、電子書籍化への取組みが単なる出版産業政策や文化政策にとどまらず、国のソフトパワーを左右する重要な国家的課題であることを、日本ばかりでなく世界中の国々に認識させたグーグル社の動きを追うことは、日本における電子書籍問題に与える国際的な影響要因を考えるうえでの参考になるだろう。

グーグル社が、図書館プロジェクトの名称で、米国内の大学図書館蔵書のデジタル化に取り組み始めたのが2004年である。財政難にありながら蔵書デジタル化の課題に直面していた大学図書館にとって、グーグル社の費用負担によってその問題が解決することは悪い話ではなかった。その証拠に、グーグル社とデジタル化契約する図書館は米国を超えて世界中に広がり、日本でも慶應義塾大学がその提案に応じて12万冊の蔵書デジタル化に応じた⁽¹⁰⁾。グーグル社にとっては、全文検索の対象となる、世界中の

(5) この定義のポイントはふたつある。ひとつは、著作物と出版物を分け、何らかの出版編集行為（企画、編集、宣伝、頒布、人材育成、著作権情報管理など）が加わることが出版物としての条件となること、ふたつめは、「有償」つまり商業的流通を前提とすることである。（同上，pp.82-84.）したがって、例えば、作家が自作のワープロ原稿を何の手も加えずにそのままネット流通させた場合や、編集行為を加えていても友人・知人へ無償配布する場合は、本稿の考察の対象とはしない。

(6) 山口真弘「電子書籍の『専用端末』はどこに向かうのか—ここまでの電子書籍端末総まとめ」2011.5.16. <http://pc.watch.impress.co.jp/docs/topic/feature/20110516_445529.html>

(7) 武井一巳『アップル vs アマゾン vs グーグル—電子書籍、そしてその「次」をめぐる戦い』毎日コミュニケーションズ，2010，p.181.

(8) 同上，p.128.

(9) 小川浩・林信行『アップルとグーグル—日本に迫るネット革命の覇者』インプレス R & D，2008，p.88.

(10) 橋元優「慶應義塾大学が“Google ブック検索”で12万冊をデジタル公開！」2007.7.6. <<http://ascii.jp/element/000/000/049/49041/>>

名だたる図書館の蔵書という「質の保証された」巨大コンテンツの集積を行い、図書館側も自前では不可能だった蔵書のデジタル化が可能になるという、ウィン・ウィン関係を作り上げたのである。工場と言えるような書籍デジタル化作業場を各地に設置し、大変な勢いでデジタル化を進めるグーグル社にとって、世界中の情報・知識をデジタル化し、人々が利用できるようにするという社是の実現に一步近づいたように見えた。

しかし、事前の著作権許諾なく図書をデジタル化し、問題が起きればその対象となったデジタル化書籍を除去することで解決するというかなり手荒な方法（オプトアウト方式）は、著者や出版社の反発を招き、米国作家協会と全米出版社協会による著作権侵害訴訟に発展した。いわゆるグーグルブック検索訴訟である⁽¹¹⁾。同訴訟は、2008年10月に和解案が、2009年11月に修正和解案が成立した。最初の和解案に基づいて行われた日本を含む世界各国への法定通知（2009年2月）によって、米国特有の集団代表訴訟の影響を受けた日本の著作権者にも和解案の効力が及ぶことが明らかになり、自らの著作が無断でデジタル化され、それに対する対応を一方的に期限付きで求められることになった大半の日本の著者や出版社に大きな不安をかき立てた。その後の修正和解案では、日本の著作権者は和解の対象から外れ、騒ぎは沈静化すること

になったが⁽¹²⁾、この「グーグルショック」は、日本の出版界・学術界にとどまらず、政府に対しても、このまま放置しておけば、国内の電子書籍流通がグーグル社を始めとする米国企業に独占されてしまうのではないかという危惧を生じさせ、電子書籍への取組みが国として喫緊の課題となっていることを実感させたという意味では、大きな意義があったと言えよう⁽¹³⁾。実際にそれを受けて、日本における電子書籍の制作・流通の本格化に向けての様々な動きが顕在化してくるのである（第Ⅱ章・第Ⅲ章参照）。

また、この図書館プロジェクトと並行して、グーグル社は、出版社と協定して電子書籍化を促進し、様々な形式での検索表示を可能にするパートナープログラムを発足させている⁽¹⁴⁾。

世界規模の電子書籍プラットフォーム提供とそれを通じての膨大なコンテンツ流通を重要な経営戦略目標に置くグーグル社であるが、図書館プロジェクトやパートナープログラムを見てもわかるように、その特徴として「グーグル自体のコンテンツは一切作らず、コンテンツを見つけ、あるいは制作するためのツールを提供する」⁽¹⁵⁾ことに徹し、「検索の王であり続ける」⁽¹⁶⁾ことに自社の優位性を見出している。

このように、コンテンツ制作には手を出さず、情報・コンテンツの流通経路を整備し、Web上の場（スペース）を作ること⁽¹⁷⁾に経営資源を集中するネットワーク・プラットフォームづく

(11) 法的問題点を中心とした訴訟及び和解案の詳細については、坂本博「グーグル和解問題と国際的著作権保護」『レファレンス』713号, 2010.6, pp.5-25. を参照。

(12) それはせつかくデジタル化された日本語書籍がグーグル検索の対象外となることを意味し、はたして訴訟から降りたことが良かったか否かは難しいところである。歌田明弘『電子書籍の時代は本当に来るのか』筑摩書房, 2010, p.172.

(13) 修正和解案については、集団代表訴訟であったために当事者間の合意だけでなく、裁判所の承認が必要とされ、2011年3月にニューヨーク南地区連邦地裁判事による「承認せず」の判断が示された。まだ訴訟は終わっていない。「Google ブックス訴訟、米国連邦地裁は修正和解案を認めず」『カレントアウェアネス -E』no.191, 2011.4.7. <<http://current.ndl.go.jp/e1162>>

(14) 「Google ブックスパートナープログラムとは」<<http://support.google.com/books/bin/answer.py?hl=ja&answer=17855>>

(15) ベルナル・ジラル（三角和代・山下理恵子訳）『ザ・グーグルウェイ』アールアイシー出版, 2009, p.48.

(16) 同上, p.121.

(17) 小川・林 前掲注(9), p.139.

りの戦略は米国ネット企業に共通しており、世界的なコンテンツ流通に対するその支配力は強まっている⁽¹⁸⁾。その一方で、旧来のマスメディアやコンテンツ企業の衰退が米国では顕著になっており⁽¹⁹⁾、ICT産業においてプラットフォーム・レイヤーを握る企業の優位は明らかである。このような状況を「ネット帝国主義」と名付けた岸博幸慶應義塾大学教授は、ネット利用の便利さだけでなく、社会システムの安定や国益の観点を考えて対応が必要だと指摘しており⁽²⁰⁾、実際に世界各国で政府主導の世界的ネット企業への対抗策がとられ始めている。

その典型がフランスである。ジャンヌネー前国立図書館長によるグーグル対抗宣言⁽²¹⁾、約1000億円の予算措置を伴う書籍デジタル化政策の大統領表明(2009年)⁽²²⁾、電子書籍の価格決定権を出版社に付与するための法律制定(2011年)⁽²³⁾、絶版書籍の電子的利用を可能にするための法律制定(2012年)⁽²⁴⁾など、書籍のデジタル化、出版社保護等に関わる施策を矢継ぎ早に打ち出している。EU全体としての対応策と位置付けられるEuropeana⁽²⁵⁾を始めとして、グーグルを意識した各国の文化・情報政策への取組強化は明確であり、そこには一国の文化的基盤を一企業に左右されることがあってはならないという共通の認識があるように思われる。

2 日本の出版界の状況

日本の電子書籍をめぐる諸要因を検討するにあたって、その前提となる日本の出版界の構造・特徴と現状を簡単に見ておきたい。

日本は、出版点数や書店数(人口比)が多く⁽²⁶⁾、全国的な流通ネットワークが整備されている点で、世界に冠たる出版大国とっていいだろう。毎週発行される週刊誌が全国どこにいても同じ発売日に、同じ価格で入手できる仕組みは、日本にいれば当然でも、世界的には驚異的なシステムであり、それを支えているのが日本の出版産業である。

出版産業は、文化情報産業、情報メディア産業、知識産業等に分類される性格を持ち、大きく出版業(編集・制作)、出版関連産業(印刷、製本、用紙など)、取次業、小売業(書店、古書店など)の四つの業種から成る⁽²⁷⁾。電子書籍の時代になって、読書端末等の電機産業やネットワーク関連のICT産業など、関連する業種は広がっている。「はじめに」で述べたように、出版産業が他の産業と大きく異なるのは、その背後に、コンテンツの素材(著作物)を提供する、膨大な数の作家、研究者、ジャーナリスト、漫画家、ライターなどの著作者を抱えていて、日本のあらゆる産業活動や社会生活の知識基盤を支えていることであろう。

日本の出版産業は、出版社、取次、書店がそ

(18) 岸博幸『アマゾン、アップルが日本を蝕む—電子書籍とネット帝国主義』PHP研究所, 2011, pp.32-33.

(19) 同上, pp.28-29.

(20) 同上, pp.33-34.

(21) ジャン・ノエル・ジャンヌネー(佐々木勉訳)『Googleとの闘い—文化の多様性を守るために』岩波書店, 2007. 参照.

(22) 「フランスにおける資料デジタル化政策の動向」『カレントアウェアネス-E』no.166, 2010.2.17. <<http://current.ndl.go.jp/e1023>>

(23) 「フランス 電子書籍の価格規制に関する法律」『外国の立法』No.250-1, 2012.1, pp.10-11.

(24) 「フランスで絶版書籍の電子的利用に関する法律が成立」『カレントアウェアネス-E』no.214, 2012.4.26. <<http://current.ndl.go.jp/e1285>>

(25) Europeana ウェブサイト <<http://www.europeana.eu/portal/>>

(26) 出版点数では、2007年(一部2008年)の比較で、中・米・英・露に次ぐ世界第5位となっている。出版年鑑編集部編『出版年鑑2010』出版ニュース社, 2010, pp.364-365. また、書店数では、面積が約25倍の米国の約9,000店に対して、日本には全国に約15,000店(2011年)が存在している。岸 前掲注(18), p.90.

(27) 木下修「出版産業の構造」日本出版学会編『白書出版産業2010 データとチャートで読む出版の現在』文化通信社, 2010, p.10.

れぞれ明確に役割分担され、それが有機的につながった水平分業体制をとっていることに特徴があると言われる⁽²⁸⁾。一方、近年の電子書籍を扱うグーグル社やアマゾン社などのネット企業は、プラットフォームを基軸に、その上下にコンテンツ・インフラ・端末の4層のレイヤーを統合した垂直統合体制をとっている⁽²⁹⁾。モノとしての書籍については編集・制作と物流が明確に分かれる前者の体制が合理的であるが、制作から提供までをシームレスに行える（あるいはそうした方がはるかに効率的な）デジタル情報（電子書籍）の時代にあっては、そのような水平分業体制を今後も維持することに困難が生じるのは確かであろう。

出版社の業種としての特色は、小規模事業者が圧倒的に多いことであり、新刊発行点数年間10点以下の出版社が全体の約4分の3を占め、年間500点以上を発行する大手と言える出版社はわずか15社である（平成20年）⁽³⁰⁾。出版社の数と多様性が、出版物の多様性や言論の自由を保障している部分があることは否定できない。

その一方で、取次の方は、事業者数が極端に少なく、ほぼ大手2社の寡占状況にある。その

取次が、新刊委託販売制度（以下「委託販売」と略）と再販売価格維持制度（以下「再販制度」と略）⁽³¹⁾の上に、出版社と書店を仲介した物流だけでなく、出版社と書店に対する金融機能も果たしている⁽³²⁾ことも日本の書籍流通の大きな特色である。

もうひとつ、あまりに当然のこととして見逃されている日本の出版産業の特徴がある。それは出版物の大半が日本語で書かれており、ほとんど国内市場だけを相手にしているということである⁽³³⁾。その点は、最初から国際市場をターゲットにしているグーグル社やアマゾン社との大きな違いであり、出版界としても出版物の海外輸出は長年の課題であるが、大きな成果は上がっていない。平成22（2010）年の著作権使用料の海外貿易赤字が5600億円に達し、TPP（環太平洋経済連携協定）協議においても、米国の重要戦略目標のひとつに著作権を含む知的財産分野での利益拡大があるとされ⁽³⁴⁾、グーグル和解の対象から日本語書籍が除外されたからと言って、いつまでも無関係のままではいられるかどうかは予断を許さない。

なお、日本の出版産業の現況（平成22年）を統計でみると以下の表のとおりである。

表1 出版社関係

出版社数	発行金額	実売金額	(内電子書籍)	雑誌広告収入
3815社	2兆9802億円	1兆9286億円	(650億円)	2733億円

(出典) 電通総研編『情報メディア白書2012』ダイヤモンド社, 2012, pp.49-50. を基に筆者作成

表2 流通関係

取次協会会員社数	全国書店数	書店販売額	コンビニ販売額
29社	17363店	1兆4017億円	2860億円

(出典) 電通総研編『情報メディア白書2012』ダイヤモンド社, 2012, p.49. を基に筆者作成

(28) 岸 前掲注(18), pp.140-141.

(29) 同上, p.37.

(30) 木下 前掲注(27), p.11.

(31) 新刊委託販売は、配本された書籍から書目と冊数を取次が見つくろって書店に送り、その結果、見つくろいと実売の間に差が生じた場合は、決められた範囲内なら無償で返品を認める仕組み。書店にとってはコスト負担のリスクを避けることができ、安心して書籍を発注できることになるが、一方でそれが安易な返品の山を築いていると言われる。また、著作物（出版物）の再販制度とは、出版社が書籍等の販売価格を取次・書店に指示し、それを遵守させる制度。それによって書籍の定価販売が維持され、安定的な収益を見込むことができるが、一方で価格硬直化が経営の柔軟性を奪っている側面もある。

近年の出版界の話題は「出版不況」である。確かにこの十年（2001年～2010年）の実売額を見ると、毎年前年よりも売上金額が下回る見事な右肩下がり（2兆3402億円から1兆9286億円へ）の状態が続いている⁽³⁵⁾。その中でも、微減傾向の書籍に比して、広告出稿料によって出版社全体の利益を支えてきた雑誌、特にマンガ雑誌の販売部数減、つまり販売金額減が目立っており、雑誌というメディア自体が消費者・読者のニーズに合わなくなってきているのではないかとの疑念を生じさせている⁽³⁶⁾。そして、その背景としての「若者の読書離れ」が出版関係者やマスメディアによって指摘されることも少なくない。実際に、例えば紙の新聞を読む人の率は確実に下がっている⁽³⁷⁾。しかし、読書世論調査等諸調査を分析すると、それは読書形態の変化に過ぎず、むしろ若者の読書率、特に小中高生の読書率は高まっており、中高年齢層の読書離れの方が問題であるとコラムニストの永江朗氏は指摘している⁽³⁸⁾。

出版不況の真の原因が何であるかは別としても、売上高のじり貧状態や出版点数の増加に反比例するかなのような返品率の高まり⁽³⁹⁾、これ

までの出版界を支えてきた委託販売や再販制度などの制度疲労など、日本の出版産業が転換期にあることは間違いないようである⁽⁴⁰⁾。グーグルショックは、それを黒船来航という形で象徴的に表したに過ぎなかったと言えよう。こうした「暗い」出版状況の中で、明るい希望のひとつが電子書籍であった。

II 出版界の対応

1 電子書籍に関わる経緯と問題点

グーグルショックに対応する出版界の動きを見る前に、それまでの日本の電子書籍の歴史とそこに認められるいくつかの課題について振り返ってみたい。

ジャーナリズムやネット世界では、従来の書籍、雑誌等出版物による既得権益を守ることに汲々としているというイメージが強い日本の出版社であるが、実際には電子書籍（当時は電子出版という言い方の方が一般的⁽⁴¹⁾）への取組みは早かった。

専修大学の植村八潮教授によれば、日本の電子出版の歴史は、黎明期（1964～78年）、ニュー

(32) 柴野京子『書棚と平台—出版流通というメディア』弘文堂, 2009, pp.169-170.

(33) 平成21年の書籍輸出額は75億円余で、約2兆円の書籍・雑誌売上高の1%にも満たない。出版年鑑編集部編 前掲注(26), p.132.

(34) 福井健策「警告 著作権が主戦場になる！—知財・情報分野こそ焦点である」『文藝春秋』90(1), 2012.1, pp.156-160.

(35) 電通総研編 前掲注(2)

(36) 佐多薫「雑誌—その市場と今日的な意義」『Aura』no.189, 2009.6, pp.2-5.

(37) 20歳代で毎日、新聞紙を読む人の率は、平成15年度の47%から平成21年度には32%と、確実に下がっている。しかし、それは若者に限った現象ではなく、同じ時期の比較で、30歳代では64%→45%と、その減り方はむしろ大きい。山田順『出版大崩壊 電子書籍の罠』文藝春秋, 2011, p.59.

(38) 永江朗「読書世論調査データで検証する『読書離れ』のウソ(1)～(3)」<<http://www.sogotosho.daimokuroku.com/?index=hon&date=2009-08-31>>; <<http://www.sogotosho.daimokuroku.com/?index=hon&date=20090901>>; <<http://www.sogotosho.daimokuroku.com/?index=hon&date=20090902>>

(39) 会田政美「出版産業の返品制度」日本出版学会編 前掲注(27), pp.46-49.

(40) 本の学校編『本の学校・出版シンポジウム2009記録集 出版産業、改革待ったなし！—押し寄せるデジタル化の波／空洞化する委託・再販制度』唯学書房, 2010, pp.24-25.

(41) 電子書籍・電子雑誌というような表現形式・商品形態よりも、「出版（編集・制作）の電子化」あるいは「出版物の電子化（CD-ROMやオンライン出版）」という出版機能面の観点が強かったことが、この「電子出版」という名称に反映しているように思われる。

メディア期（1985～90年）、マルチメディア期（1991～94年）、インターネット期（1995～99年）、モバイル・ユビキタス期（2000年～）の5期に分けられるが⁽⁴²⁾、一般的には、日本初のCD-ROM出版『最新科学技術用語辞典』（三修社）が電子出版物の嚆矢とされる（1985年）。その意味では、日本の電子出版はすでに四半世紀の歴史をもつのである。

その後電子辞書市場は拡大を続け、CD-ROMをパソコンで読み取るのではなく、辞書内蔵の専用端末へと利用形態は変化した。そして、この時すでに出版社にとって現在にも続く大きな問題が顕在化していたことに注目する必要がある。それは、電子辞書の普及によって書籍形態の辞書の販売部数が大きく落ち込む一方で、専用端末の製造・販売会社は儲かって、そこに辞書コンテンツを提供している出版社には、次の辞書コンテンツを作っていけるだけのライセンス収入が得られなかったことである⁽⁴³⁾。この電子書籍（出版コンテンツ）の価格づけの問題は、現在まで解決できていない重要な課題のひとつである。

平成7年の株式会社パピルスによる電子書籍配信事業が、電子書籍の歴史の大きな転機であったことは多くの識者の認めるところである⁽⁴⁴⁾。それ以降、著作権切れの文学作品等をネット上無料で閲覧できる青空文庫の開始（平成9年）、電子書籍コンソーシアムの結成（メーカー、通信会社、出版社など156社の参加、平成10年）と通商産業省の補助金による電子書籍配信実証実験（平成11年）、電子文庫出版社会設立と電子

文庫パブリの立ち上げ（平成12年）が続く。

こうした動きが、どちらかと言えば出版社主導であったとすれば、平成16年のリブリエやシグマブックなど電子書籍専用端末の発売ブームでは、ソニーなどの電機産業が主導的役割を果たしたが、出版社との連携が不十分であったため、わずかなタイトル（2、3万点）しか提供できず、またアマゾン社のKindleのような通信機能も持たなかったため、端末も普及しないままであった⁽⁴⁵⁾。

そしてもうひとつの動きとして、現在の電子書籍市場において大きな位置を占める、ケータイによる配信サービスの元祖とも言えるサイト「新潮ケータイ文庫」（平成14年）や「魔法の図書館」（平成18年）の開設も記憶にとどめておく必要があるだろう。

現在の日本の電子書籍市場は650億円あり（平成22年、表1参照）、同年の米国市場の売上高約8億7800万ドル（約700億円）⁽⁴⁶⁾と肩を並べている。しかし、一般書籍の電子版など従来の印刷本市場と重なる、普通の電子書籍が売れている米国と比べて、日本の電子書籍は、ケータイ配信が中心となっており、内容もその大半（8割以上）がコミック、それ以外もBL（ボーイズラブ）、TL（ティーンズラブ）など、利用者層が限定された「ニッチ市場」を形成しており⁽⁴⁷⁾、このままの路線では今後の市場拡大の見込みは厳しいと言わざるを得ない。編集者としての長い経験を持つ山田順氏は、日本の電子書籍市場の特殊性として以下の4点を挙げている⁽⁴⁸⁾。

① ケータイが中心

(42) 植村八潮「電子出版」日本出版学会編 前掲注(27), p.69.

(43) 村瀬 前掲注(4), pp.52-54.

(44) 同上, p.58; 植村 前掲注(42)

(45) 山田 前掲注(37), pp.67-69.

(46) 鈴木英子「米国出版業界、2010年の電子書籍売上高は8億7800万ドル」2011.8.10. <<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20110810/364642/>> 但し、日本と米国では統計の取り方が異なり、また米国は書店等を通じた販売ルート以外での売上げも大きいいため、正確な比較は難しい。

(47) 村瀬 前掲注(4), p.76.

(48) 山田 前掲注(37), pp.107-114.

- ② コンテンツはコミックが中心
- ③ コミックはアダルト系中心
- ④ 本を読んでいない人が読む。

こうした特徴は、山田氏が挙げている以下の電子書籍の利便性⁽⁴⁹⁾にある意味極めて適合しているが、逆に適合しすぎているために、日本市場に対してよく指摘される「ガラパゴス化」の危険性と隣合わせとも言えよう。

- 24時間いつでも買えて、すぐに読める。
- 置き場所に困らない。
- 年月を経ても劣化しない。
- PCや端末に保存して、何百、何千冊も持ち歩ける。
- 検索ができる。
- 他人に知られずに購入できる。
- (いまのところ) 紙の書籍より値段が安い。

このような状況に対して、出版社としては以下のような理由⁽⁵⁰⁾から、電子書籍の拡大に本格的に力を注ぐこと（投資の拡大、要員の投入等）にこれまでは及び腰であったように思われる。

- ① これまで再販制度などで守られてきた日本の書籍の流通制度の崩壊が進む⁽⁵¹⁾。
- ② 出版社は書籍の価格決定力を失う。
- ③ 著者が著作権法（昭和45年法律第48号）に基づいて独自に電子出版（セルフパブリッシング）するようになる。

第一の問題については、第1章第2節で述べ

たように、電子書籍の問題とは関わりなく、委託販売や再販制度の上に成り立ってきた日本の出版流通体制に制度疲労が生じていること、第三の問題は、実際に小説家の村上龍氏などが自著の電子出版に乗り出したが、それが可能な著者は極めて限られ、村上氏もそれを継続するために、本来のセルフパブリッシングではなく、新しい出版社を設立したこと⁽⁵²⁾、を考えると、初期の電子辞書での失敗や「現状の電子出版でビジネスになるのは、IT側だけ」⁽⁵³⁾の言葉を待つまでもなく、やはり第二の価格（収益性の確保）の問題が最も深刻な課題と言っていだらう。まだ紙の本の電子版という形で電子書籍が出版されることが主流となっている現状で、「同じ」コンテンツの本と電子版との価格差をどうつけるか、そもそも電子書籍の価格づけの主導権は著者や出版社にあるのか販売サイト側にあるのか、ネットで流れるものは無料または廉価であることが常識と考える読者に納得してもらえる価格がつけられるのかなど、価格に関する問題は山積している⁽⁵⁴⁾。

2 出版界と関連業界の新たな動き

四半世紀にわたって様々な形で電子書籍に取り組んできた出版産業および関連産業であるが、グーグル和解案が日本に通知された平成21年の段階では、電子書籍売上げ570億円余は出版物全体1兆9000億円の3%にも満たず、とても市場が「離陸」している状況とは言えなかった。グーグルの衝撃は、Kindle、Nook、iPadなど外資系読書端末の相次ぐ発売と相まって、

(49) 同上, pp.56-57.

(50) 同上, p.37.

(51) 電子書籍には再販制度は適用されないという見解が公正取引委員会から示されている。

公正取引委員会「よくある質問コーナー（独占禁止法関係）」<<http://www.jftc.go.jp/dk/qa/#Q14>>

(52) 村上龍「G2010設立の理由と経緯」2010.11.1. <<http://ryumurakami.jmm.co.jp/g2010.html>> 本の自費出版同様、1回限りのセルフパブリッシングは容易だが、出版を継続するためには、編集・制作、流通、宣伝・販売、経理、権利管理などの出版社（者）機能とそれを支える資金負担が不可欠なことを証明したと言えなくもない。

(53) 山田 前掲注(37), p.176.

(54) 歌田 前掲注(12), pp.206-209, 252-256.

このままの状態では、電子書籍だけでなく、日本の出版市場そのものがグーグル社、アマゾン社などの米国企業に席卷されてしまうのではないかと危機感を広く出版関係者に共有させたことは確かなようである。さらにもうひとつ、好意的あるいは反発的であれ、出版界に大きな影響を与えたのが、長尾真国立国会図書館長（当時）のいわゆる「長尾構想」であった⁽⁵⁵⁾。これを機に（もっと以前から準備はされていたとしても）、電子書籍市場の浮揚を図るための様々な動きが出版界で顕在化してくる。それが明確になったのが翌平成22年の「電子書籍元年」であった⁽⁵⁶⁾。

先ず1月には日本雑誌協会が、総務省の補助金を得て雑誌デジタル配信の実証実験を開始する。2月には、前述の電子文庫出版社会を核として、主要な出版社を網羅し、電子書籍市場拡大を目的とする「社団法人日本電子書籍出版社協会（以下、「電書協」と略）」が設立され、日本で初めて本格的な電子書籍関係の業界団体が生まれた。ソニー・凸版印刷・KDDI・朝日新聞という異業種4社が合同で電子書籍配信サイトの設立を発表（5月）、従来の水平分業型ではなく、米国のような、コンテンツ・フォーマット・インフラ・端末というネットワークレイヤーを連携させた垂直統合型の電子出版ビジネスをめざすように思われた。

iPadの発売が5月、6月には専門書・実用書関係の出版社14社が集まる「電子書籍を考える出版社の会」が発足する一方、出版業以外の電子書籍流通のプラットフォームを構成する印

刷、通信、情報システム、取次等関連産業各社から成る「電子出版制作・流通協議会（以下、「電流協」と略）」が設立される。さらに、「デジタル教科書教材協議会」が成立したのが7月、大日本印刷とNTTドコモが電子書籍配信事業で業務提携をすることで合意したと発表したのは8月である。

日中の電子コンテンツ流通・販売の業務提携を丸善と方正で発表したのが9月、前述の村上龍氏の電子書籍制作・販売会社G2010設立が11月と続き、今後の電子出版事業の展開に関わる諸要素は出尽くした感がある。こうした民間レベルの動きに第三章で取り上げる政府の動きが絡み、その意味では、平成22年（2010年）は確かに電子書籍元年だったと言っていいだろう。問題は、このように様々な形で出てきた電子書籍促進の芽が、平成23年以降、順調に伸びていったかどうかである。

電書協、電流協というまとめ方からもわかるように、日本の電子書籍市場の特徴は、基本的には「水平分業型」でのビジネスモデルが志向されていることで、グーグル社等の垂直統合型とは対照的とされる⁽⁵⁷⁾。そして、仮に日本が従来の出版市場と同様に、電子書籍市場においても水平分業の体制をとろうとするなら、コンテンツをもつ電書協とインフラを構成する電流協を取り持つ「電子取次」機能が必要になってくるだろう。コンテンツが不足する一方で、サービスや端末が乱立し、「普及速度は遅く、各社苦戦を強いられている」⁽⁵⁸⁾平成23年の状況に変化の兆しを与えたのが、平成24年4月の株

(55) 平成20年4月の日本出版学会における長尾真館長（当時）講演で明らかにされた構想。国立国会図書館が出版社との連携のもとに電子書籍・書籍電子データ等のデジタル・アーカイブの機能を果たし、公共図書館等を通じて有料配信するとともに、電子出版物流通センター（仮称）に電子データを無料で提供することによって、一般利用者からの料金を徴収する同センターから出版社・著作者へ使用料が還元できるようにするという構想。グーグルに対抗した日本の電子書籍プラットフォームを急いで構築しなければならないという思いがそこにはあったと思われる。長尾真『電子図書館 新装版』岩波書店、2010、pp.ix-xiii。

(56) 以降の記述は、主に、阿部信行編『出版指標年報2011年版』社団法人全国出版協会・出版科学研究所、2011、pp.51-57。を参考にした。

(57) 古川琢也「早くも錯綜した電子書籍業界のリアルとは」『電子書籍の正体』（別冊宝島）宝島社、2010、pp.12-13。

(58) 前田佳子「主役不在で離陸せず—電子書籍の向かう先」『週刊東洋経済』no.6346、2011.9.10、p.24。

式会社出版デジタル機構の設立であった。

III 政府の対応

1 これまでの出版関連行政

日本の出版行政の特徴は出版行政がないこと、と言えるほど、従来は、出版業を規制したり、逆に振興するための特別の施策はなかったように思われる。広く出版産業と捉えた場合には、取次・書店を含めた「出版流通合理化構想」に関して通商産業省（現経済産業省）が積極的に関わろうとしたこともあるが、出版界、特に出版業の大多数を占める中小出版社の激しい反対運動にあい、改革の意欲も冷めてしまったように思われる⁽⁵⁹⁾。また、電子書籍関係では、平成11年の電子書籍コンソーシアムの実証実験に対する資金提供があり、これが成功していれば、その後の積極的関与もあったかもしれないが、実験の失敗でその意欲もしぼんでしまった⁽⁶⁰⁾。

こうした出版業界と行政の関係の希薄さを象徴することに、出版業には、いわゆる「業法」⁽⁶¹⁾がないことが挙げられよう。こうした行政との「距離感」は、戦前に言論弾圧の手段として使われた出版法（明治26年法律第15号）への反省、

言論・表現の自由の手段としての出版・出版社の役割への配慮という側面も当然あるが、出版業の「産業」としての位置づけ⁽⁶²⁾、産業政策的施策立案の難しさ⁽⁶³⁾など、様々な要因が影響しているように思われる。しかし、このような傾向が世界で一般的というわけではなく、例えば中国では、所管官庁である国家新聞出版総署が「報道・出版業発展の一層の推進に関するガイドライン」を公表し、出版業への文化関連産業の参入奨励や、国内出版業による海外投資・会社設立支援策を明らかにしている⁽⁶⁴⁾。また、経済産業省でまとめた主要国のコンテンツ政策比較においても、英国では、新聞、書籍、雑誌、電子出版が「クリエイティブ輸出グループ」に分類され、クリエイティブ産業振興政策上の位置づけが与えられているのに対して、日本のコンテンツ政策としては、「我が国では、文化庁、関係団体等を中心に、主に文化振興の観点から映画等のコンテンツ振興施策が行われている」と映画関係の記述があるだけで、出版関係の記述はない⁽⁶⁵⁾。少なくとも日本では、主要国に比べて取組みが遅れがちだったコンテンツビジネス政策の中で、出版コンテンツ振興に焦点をあてた政策が立案されたことがほとんどなかったのは確かなようである⁽⁶⁶⁾。

(59) 湯浅俊彦『出版流通合理化構想の検証—ISBN導入の歴史的意義』ポット出版、2005、pp.91-98。

(60) 出版社、書店、メーカーなど約150社が集まり、電子書籍ビジネス立ち上げをめざして組織された。旧通商産業省の補助金を得て、出版物をスキャンして制作した電子書籍をネット等で配信し、書店専用端末や利用者のPC上で読めるようにする、という実証実験を行なった。村瀬 前掲注(4)、pp.61-62。

(61) 特定の業種の営業について、特別の定めを置く法律を指すが、法律用語ではない。業法の内容（例えば規制強化）が業界の活動に本質的な影響を与えることも多いため、業法を通じた所管官庁と業界との関係は密接なものとなる。

(62) 産業分類上、かつては出版業は「大分類 製造業」の中の「中分類 19 出版・印刷・同関連産業」に入っていた（第10回改定）。それに合わせて、旧通商産業省では、出版業は紙業印刷業課の所管であった時期もあり、産業分類の中に「中分類 41 映像・音声・文字情報制作業」が設けられて、ようやく印刷、製版、製本から離れることになった（第11回改定）。総務省統計局統計基準部『日本標準産業分類 平成14年3月改訂』2002、p.35。

(63) 経済産業省が所管する出版文化産業振興財団の活動を見ると、産業振興というよりも、その下支えとなる読書振興に事業活動の中心が置かれているようである。一般財団法人出版文化産業振興財団ホームページ <<http://www.jpico.or.jp/>>

(64) 「新聞出版総署、報道・出版業の『新政策』発表」『人民網日本語版』2010.1.5。<http://japanese.china.org.cn/life/txt/2010-01/05/content_19184040.htm>

(65) 経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課「海外主要国・地域のコンテンツ政策」2003.5、pp.1、35。<[http://www.meti.go.jp/policy/media_contents/downloadfiles/dai2kaikokusaisenryakuken/siryos5\(hontai\).pdf](http://www.meti.go.jp/policy/media_contents/downloadfiles/dai2kaikokusaisenryakuken/siryos5(hontai).pdf)>

一方、文化政策の文脈でも、文化産業的観点はもちろん、文化政策としての出版政策がこれまで文化庁にあったとは言い難い⁽⁶⁷⁾。ひとつだけ例外があり、それが著作権法に関わる問題であるが、出版の振興という観点よりも、その適用や解釈に関わる調整的側面が強いようである。その意味では、再販制度の適用に関して、公正取引委員会が出版産業との関わりを持っている。

このように出版産業政策が、経済産業政策と文化政策の谷間に入ってしまったように見える（おそらく主要な）原因のひとつとして、米国を除く主要国のほとんどに産業政策も所管する文化省（フランスは文化・コミュニケーション省、英国は文化・メディア・スポーツ省、中国は文化部、韓国では文化観光部など、名称は様々である）が設置されていることを勘案すると、文化産業政策と文化政策が、経済産業省と文化庁に分かれている日本の行政組織の編成が関係しているように思われる。

さらに、諸外国ではこうした行政組織の下で、出版コンテンツを含めた文化情報資源全体を、国のソフトパワーを高める重要なコンテンツ戦略資源と位置づけて政策立案を行っており⁽⁶⁸⁾、「クール・ジャパン」⁽⁶⁹⁾の名の下にアニメ、マンガ、ゲーム等にコンテンツ戦略を限定しがちな日本とは大きな違いが生じている。

そのような中で、出版産業振興の基盤となる読書活動振興については、国会議員主導の活動が、幾つかの立法化・施策を生み出し、実際に小中高生の読書率上昇という成果を上げている。具体的には、子どもの読書活動推進法（平成13年法律第154号）と文字活字文化振興法（平成17年法律第91号）の制定、学校図書館図書整備5か年計画・学校司書の配置に対する地方交付税措置⁽⁷⁰⁾などである。

2 グーグルショック以降の対応

グーグル社の問題は、必ずしも積極的とは言えなかったこれまでの出版行政に、やはり大きな刺激を与えたことは確かである。先ず反応をしたのは経済産業省であった。

同省では、出版、図書館、印刷、書店、IT関係等の関係者を集めた「出版市場のデジタル化に係る委員会」（座長：松田政行弁護士）を平成21年12月に設置し、平成22年3月までの間に3回の会合を開き、報告書をまとめた⁽⁷¹⁾。その中で、検討委員会発足の背景として、Kindleの発売とグーグルブック検索訴訟が明示的に挙げられており、「電子化が遅れている書籍」に対して、国内における電子書籍流通を活性化させるための課題と方策を検討することを目的としていた⁽⁷²⁾。同検討委員会では、日本の電子書籍流通に関わる問題点や解決の方向性が議論

(66) 山口広文「コンテンツ産業振興の政策動向と課題」『レファレンス』688号, 2008.5, pp.74-79.

(67) 平成23年1月に閣議決定された文化芸術振興基本方針（第3次）においても、本に関しては、文学作品、著作権、読書振興等に関する記述があるだけで、出版振興や電子書籍流通促進に関する記述はみあたらない。文化審議会「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について（答申）」2011.1.31. <http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/soukai/toushin_110131/pdf/toushin_110131_ver03.pdf>

(68) 松永しのぶ「文化機関が連携するために一何が問題か？」NPO 知的資源イニシアティブ編『デジタル文化資源の活用—地域の記憶とアーカイブ』 勉誠出版, 2011, pp.64-67.

(69) 「日本独自の文化が海外で評価を受けている現象」を指し、「クール」には洗練された、カッコいい、というニュアンスがこめられている。 <<http://kotobank.jp/word/%E3%82%AF%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%B8%E3%83%A3%E3%83%91%E3%83%B3>>

(70) 文部科学省「平成24年度からの学校図書館関係の地方財政措置について」『図書館雑誌』106(3), 2012.3, pp.161-163. <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2012/03/06/1317831_3.pdf>

(71) 株式会社三菱総合研究所「平成21年度コンテンツ取引環境整備事業（デジタルコンテンツ取引に関するビジネスモデル構築事業）報告書」2010.3.31. <http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2010fy01/E001134.pdf>

され、海外の動向調査なども同時に行われたが、報告書の発行時期が遅れたこと⁽⁷³⁾、その背景として座長の松田弁護士と経済産業省との間で意見の不一致があり⁽⁷⁴⁾、報告書の内容をまとめるのに手間取ったことがあり、その論議が出版業界・関連産業等に直接大きな影響を与えることはなかったが、行政を含め関係者の電子書籍問題への関心を喚起したことは確かである。

このような電子書籍をめぐる困難な状況の認識は、業界や行政にとどまらなかった。中川正春文部科学副大臣（当時）は、新聞のインタビューの中で、米グーグル社による世界中の書籍をデジタル化する動きなどを受けて、「このままでは書籍デジタル化の潮流に日本が乗り遅れるという危機感を抱いた」とし、国立国会図書館蔵書のデジタル化・電子納本制度確立、著作権使用料の徴収・配分機関の設置、出版社権利の保障などについて言及して、書籍のデジタル化と流通促進の必要性について積極的な姿勢を示した⁽⁷⁵⁾。その中川副大臣と、総務省内藤正光副大臣、経済産業省近藤洋介大臣政務官による政務主導⁽⁷⁶⁾の形で平成22年3月に設置したのが、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会（以下、「三省デジ懇」と略）」であり、まさに政治主導によってできた、行政的には異例の会議体であった。

懇談会メンバーとしては、権利者（作家等）、出版社、新聞社、印刷会社、書店、通信事業者、電機会社に有識者が加わり、事務局を総務省・

文部科学省（文化庁）・経済産業省の三省で担うという、電子書籍の制作・流通に関わる関係者を網羅したものであった。検討内容としては、電子書籍に関わる、①収集・保存の在り方、②円滑な利活用の在り方、③アクセス環境の整備、の3点が掲げられた。その検討結果は、6月に懇談会報告⁽⁷⁷⁾としてまとめられたが、その内容を一言で言えば、具体的な今後の対応策を示したというよりも、その前提となる課題の整理と、課題解決に向けての検討体制を定めたものと言えよう。

課題は大きく4分野に分けられ、各分野の具体的な課題を検討するための体制が、その担当官庁とともに示された。総務省8、経済産業省7、文部科学省3（一部2省で共管）の、以下の計15分野での具体的検討が課せられていた。

（ ）内は主管省

- ① 著作物等の権利処理の円滑化推進策（文部科学省）
- ② 出版契約事務の効率化実証実験（経済産業省）
- ③ 出版者への権利付与の可否（文部科学省）
- ④ 外字・異体字の利用環境整備（経済産業省）
- ⑤ 日本語フォーマット統一規格の検討・実証（総務省、経済産業省）
- ⑥ 日本語フォーマットの国際標準化（経済産業省）
- ⑦ 国内における統一フォーマットの普及

(72) 同上, p.1.

(73) 同報告書の発行日は「2010年3月31日」となっているが、実際に公表されたのは、半年近く後の8月であり、後述の三省デジ懇の報告書がすでに6月に出されていた。「経済産業省、活字コンテンツ・電子書籍の流通等に関する報告書を公開」『カレントアウェアネス-R』2010.8.6. <<http://current.ndl.go.jp/node/16629>>

(74) 村瀬拓男「2010年は『書籍デジタル化』元年」『ダイヤモンドオンライン』2010.1.7, p.3. <<http://diamond.jp/articles/-/3910?page=3>>

(75) 「国会図書館、『電子納本を義務化』中川・文科副大臣」『朝日新聞』2010.2.13, p.29.

(76) 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会（第1回）議事要旨」p.1. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000064004.pdf>

(77) デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」2010.6.28. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000075191.pdf>

促進策（経済産業省）

- ⑧ 海外デファクト標準への日本語対応（総務省）
- ⑨ 書誌データフォーマットの標準化（総務省、経済産業省）
- ⑩ 記事等のコンテンツ配信実現に向けた環境整備（総務省）
- ⑪ メタデータの相互運用確保（総務省）
- ⑫ 図書館の在り方（文部科学省）
- ⑬ サービスの高度化に向けた実証（総務省、経済産業省）
- ⑭ 読者のプライバシー保護（総務省）
- ⑮ 障害者、高齢者等へのアクセシビリティ確保（総務省）

まさに課題山積を際立たせた形の懇談会であったが、これら諸課題に通底している重要課題がいくつか浮かび上がった。そのひとつが、圧倒的に不足するコンテンツの充実と並んで、懇談会設置の問題意識と重なる、グーグル社等外資勢に対抗できる「日本版電子出版プラットフォーム」の構築にあることは間違いない。しかし、そのためには、技術面（電子課金・決済・受発注、暗号化、コンテンツへのアクセス制御、複製制限、インデックス自動生成、配信インフラ・技術）と制度・運用面（著作権管理、著作隣接権の検討、書籍データの保有先、収益配分）の課題を解決する必要があるとされる⁽⁷⁸⁾。そして、この報告を受けて、早い項目では7月から担当省庁による検討が始まった。

本稿ではその後の検討状況について個別に触れることはできないが⁽⁷⁹⁾、全体的な進捗状況としては、電子書籍交換フォーマット確立など主に技術的分野を担当した総務省所管事項については一定の成果が出ているが⁽⁸⁰⁾、制度的検討が必要な文部科学省所管事項については、国立国会図書館による電子配信に関わる事項を除き、焦点となる権利処理円滑化の仕組みや出版社への権利付与の可否については、「関係者間における具体的な協議を行うことが重要」「早急な検討を行うことが適当」⁽⁸¹⁾というように、結論は先延ばしにされた形である。

同懇談会の検討を受けて、政府の知的財産戦略本部においても、電子書籍配信の促進と知的資産のデジタル・アーカイブ化が、国としての四つの知的財産戦略のうちの「最先端デジタル・ネットワーク戦略」に位置づけられ、三省デジタル懇の報告書の課題事項をほぼ全面的に採用する形になっている⁽⁸²⁾。

各省における検討・対応はその後も続いている。総務省は、平成23年2月に「知のデジタルアーカイブに関する研究会」（座長：杉本重雄筑波大学教授）を立ち上げ、出版コンテンツを含めた公共的な知的資産のデジタル化の促進とアーカイブ構築への方策を提言した⁽⁸³⁾。

文部科学省においても、懇談会報告を受けて設置された「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」（座長：渋谷達紀東京都立大学名誉教授）での論議を重ね、平成23年12月に報告書をまとめたが⁽⁸⁴⁾、出版社への権利付与の問

(78) 福永一彦『『課題山積み』を際立たせた三省共催『デジタル懇談会』『電子書籍の正体』前掲注(57), pp.80-81.

(79) 平成23年末における各分野の検討状況については、内閣官房知的財産戦略推進事務局「担当府省ヒアリング説明資料（デジタル化・ネットワーク化関係）」2011.12.21, pp.1-3.を参照。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/2012/dai3/siryou2_1.pdf>

(80) 総務省「電子出版環境整備事業（新ICT利活用サービス創出支援事業）」<http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/shinict.html>

(81) 内閣官房知的財産戦略推進事務局 前掲注(79), pp.10-13.

(82) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2011」2011.6.3, pp.23-24. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2011.pdf>>

(83) 知のデジタルアーカイブに関する研究会「知のデジタルアーカイブ—社会の知識インフラの拡充に向けて— 提言」2012.3.30. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000156248.pdf>

題等について検討は引き続き行われている⁽⁸⁵⁾。

経済産業省では、電子書籍の契約円滑化事業など三省デジ懇での担当分野の検討を引き続き進めるとともに、平成23年度第3次補正予算(平成24年度に執行)で認められた震災関係の「コンテンツ緊急電子化事業」において、中小出版社による東北関連書籍等のデジタル化費用を一部国費負担する取組みを始めた。事業実施の委託先となった日本出版インフラセンターが主催した最初の説明会には、多数の出版関係者がおしかけ⁽⁸⁶⁾、出版デジタル機構を通じて申し込んだ場合には、出版社の当初負担も売上げから相殺される仕組みとなったため、同機構を通じての申請も152社に上った(平成24年5月21日現在)⁽⁸⁷⁾。このことは、電子書籍化に関心はあるが、費用負担の点でなかなか踏み切れないでいる中小出版社の事情を垣間見たように思われる。

以上の平成22年から平成24年にかけての政府関係の動きについて、桶田大介弁護士は別図のように整理している。

3 検討の成果と今後の課題

従来も出版社および関連産業を中心に様々な形で取り込まれていた我が国の電子書籍の制作・流通・利用の促進活動であるが、その一方で、

事業としての可能性には懐疑的な態度をとる出版社も少なくなかった⁽⁸⁸⁾。しかし、平成22年の「電子書籍元年」を機に、出版界をあげての本格的な事業活動の段階に上がったことは確かであり、そこで三省デジ懇が果たした役割は、実質的な成果というよりも、国として課題や方向性を示したという点で、大きな意義があったと言えよう。なお、ネットコンテンツ政策における政府の役割として、国際大学GLOCOMの渡辺智暁主任研究員は、以下の4点を挙げている⁽⁸⁹⁾。

- ① 雇用対策(コンテンツ充実のための要員訓練、職業機会の創出など)
- ② 情報・メディアリテラシー教育の強化
- ③ 情報資源(特にパブリック・ドメイン情報)の拡充と積極的提供
- ④ 課金・決済システムに関わる制度整備

以下に平成22年以降の電子書籍流通に関わる成果を、官民を問わず簡単に整理しておきたい⁽⁹⁰⁾。

コンテンツ整備に関わる事項

- 国立国会図書館蔵書のデジタル化の進展

(84) 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」2011.12.21. <<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf>>

(85) 例えば、作家、出版社、超党派の国会議員等から成る「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」(座長：中川正春衆議院議員)では、電子書籍流通促進の観点から、出版者に著作隣接権を認めることが適当であるとの方向で論議が行われている。「『電子書籍』普及へ著作権法改正案を初公表、作家・出版社・国会議員ら」『日本経済新聞 電子版』2012.4.28.

(86) 「JPO、コンテンツ緊急電子化事業の説明会に450人」『新文化オンライン』2012.2.28. <<http://www.shinbunka.co.jp/news2012/02/120228-02.htm>>

(87) 株式会社出版デジタル機構ウェブサイト <<http://www.pubridge.jp/info/20120516/>>

(88) 例えば、出版社における電子雑誌のパイオニアとも言える岩本敏小学館社長室顧問は、「個々にやったビジネスモデルはいくつかあって、そのうちの辞書やコミックは多少ビジネスとして成り立っているけれど、アーカイブとしてまとまったものがビジネスになるかどうかは、まだテストもしていない。」と述べている。「岩本・植村・沢辺の電子書籍放談」2011.9.2. <http://www.pot.co.jp/danwashitsu/20110902_155610493925261.html>

(89) 渡辺智暁「ウィキペディアから『出版』を考える」岡本真ほか編『ブックビジネス2.0—ウェブ時代の新しい本の生態系』実業之日本社, 2010, pp.207-213.

(90) 前掲注(79); (80)の資料をもとに構成。

- (株)出版デジタル機構の設立
- コンテンツ緊急電子化事業の実施

プラットフォーム整備に関わる事項

- EPUB3.0⁽⁹¹⁾等規格、フォーマット等の一部標準化
- 近刊情報センター⁽⁹²⁾の設立
- 各社による電子書籍配信プラットフォームの開設
- 電書協、電流協等各種関係団体の設立

このように列挙すると、成果というよりも、今後成果をあげていくための手がかりがようやく出揃ってきたということ、政府あるいは公的機関が関与・貢献する余地が大きいこと⁽⁹³⁾、一方で、制度整備に関わる分野では、まだ具体的な成果が上がっていないこと、などがわかる。

そこで、これまでの分析をもとに、「官民を挙げて」今後取り組むべき（あるいはすでに取り組んでいるがまだ成果が出ていない）重要課題6点に絞って、以下に指摘しておきたい。

- ① 公共分野・商用分野を問わず、1000万点をすでに超えると言われるグーグルの電子図書（図書館蔵書のデジタル化を含む）に比べて、極めて貧弱な日本の出版デジタル・コンテンツの量的充実
- ② これまで日本の出版物の多様性・豊かさを支えてきた、出版社の大多数を占

める中小出版社が、引き続き電子書籍分野においても出版活動を続けていける仕組みを保障すること。

- ③ 日本語障壁を超えて、多様かつ豊富な日本の出版コンテンツの海外輸出を可能にする体制（翻訳者の確保、自動翻訳など）を作ること⁽⁹⁴⁾。
- ④ 書店、図書館等の新しい役割を定め、高齢者、障害者など様々なニーズをもった読者の利便性を高めること、特にこれまでの出版流通体制が維持してきた全国的なサービスを保障すること。
- ⑤ 著作者・出版者の権利を保障しながら、公共分野・商用分野それぞれにおける（価格設定を中心とする）電子書籍利用のビジネスモデルを確立すること。
- ⑥ 権利（者）情報・課金・決済等を効率的に行う権利処理の仕組み⁽⁹⁵⁾などの制度整備を行うこと。

おわりに

電子書籍市場の本格的立ち上がりには、前節で挙げた重要課題の解決に向けた取組みが不可欠であり、その牽引役が求められる。そして、大手出版社・印刷会社と産業革新機構という官民協力の形での出資によって設立された出版デジタル機構は、それを意図的に果たそうとしているように思われる。同機構の植村八潮会長は、

(91) 米国発の電子書籍用ファイル・フォーマット規格のひとつ

(92) 日本出版インフラセンターが、書店、取次、図書館等に出版物の近刊情報を速やかに提供することを目的に、平成23年4月に発足させた組織

(93) 前述の岸教授は、世界のコンテンツ流通を主導する米国ネット企業の力は圧倒的であり、「政府が適切に関与してそうした問題点を改善すべき」と指摘している。（岸 前掲注(18), p.256.）

(94) 文化庁の助成を得て、日本の文学作品を翻訳、海外に提供する事業が行われているが、問題点も少なくないようである。栗田明子「日本の出版物を海外に紹介するに当たって一著作権輸出で必要なこと」『出版ニュース』2011年12月中旬号, p.17.

(95) 「出版社が電子出版ビジネスになかなか踏み出せない理由の一つは、集中権利管理機関やグーグルの著作権レジストリに当たるものが、日本の電子書籍の世界には存在しないからだだと思います」という指摘がある。金正勲『『コンテンツ2.0』時代の政策と制度設計』岡本真ほか編 前掲注(89), p.232.

同機構の役割として以下の点を挙げている⁽⁹⁶⁾。

- 5年で100万タイトルのデジタル化
- デジタル化のノウハウや経費がない中小出版社に代わってのデジタル化請負
- デジタルデータの保存（ストック機能）
- 電子書店・電子取次への配信
- コストの管理・利益分配計算
- 電子書籍のプロモーション

デジタル化を除けば、これらの機能はこれまでの出版流通体制の中で取次会社が担ってきたものであり、コンテンツをもつ出版社と電流協に代表されるインフラ企業群との橋渡しをする電子取次の役割を果たそうとしているように思われる。実際に、インタビューの中で植村会長

は、「公共性を伴う枠組みづくり」⁽⁹⁷⁾、日本の電子書籍プラットフォームとして「垂直統合による囲い込みをしない」⁽⁹⁸⁾ことを明言している。その意味で、同機構が提供するサービスをpublic（公共性）とbridge（橋渡し）の合成語「pubridge」と名付けたことは象徴的である。

今後同機構が、その初志をどの程度貫徹していけるかが、今後の日本の電子書籍シーンにとって大きな影響要因となっていくだろう。

（やなぎ よしお・電子情報部司書監）

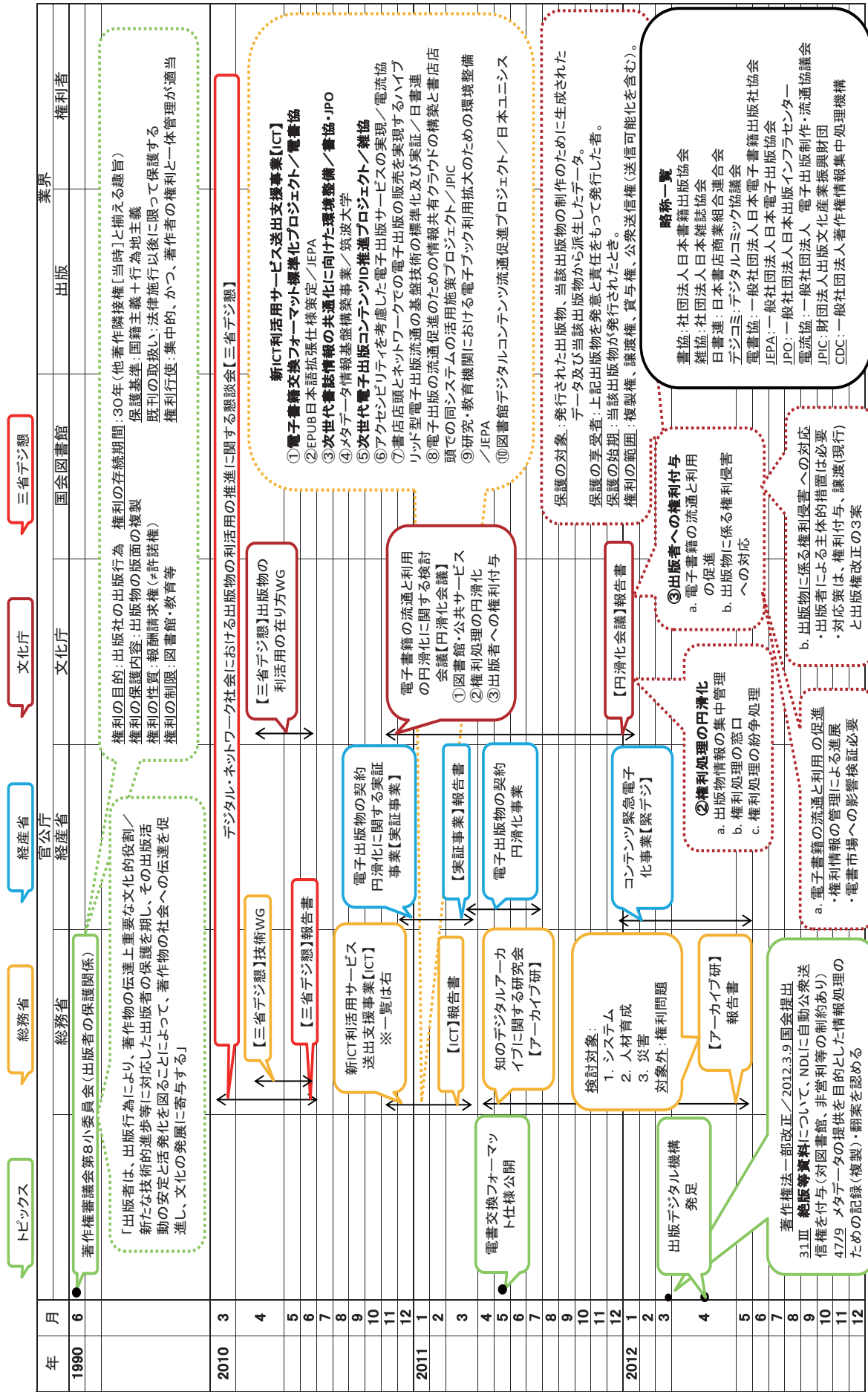
（本稿は、筆者が文教科学技術調査室在職中に執筆したものである。）

(96) 「『出版デジタル機構』は、日本の eBook 市場の救世主となれるか？ 取締役会長・植村八潮に訊く」2012.5.28.
<<http://wired.jp/2012/05/28/pubridge-interview/>>

(97) 同上, p.5.

(98) 同上, p.7.

別図 電子書籍に関わる政府の動き (2010 ~ 2012年)



(出典) 第3回「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」配布資料 (2012.4.28) 桶田大介弁護士作成